

役員及び評議員並びに外部委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条第1項及び、定款第24条第1項の規定に従って、社会福祉法人新生寿会の役員及び評議員並びに外部委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程でいう外部委員とは、評議員選任・解任委員会の外部委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償として旅費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

3 理事会及び評議員会に出席するために出張をとまなう場合には、「役員及び評議員に関する旅費規程」を適用する。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務あるいは評議員選任・解任委員会の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(外部委員の報酬)

第6条 外部委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会出席以外で法人業務のため出張する場合は、別表3により、報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(適用除外)

第8条 新生寿会が経営する施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成19年11月1日より適用する

部分改正 平成29年4月1日 ただし、評議員選任・解任委員については、社会福祉法の改正に伴う定款認可日(平成29年1月20日)より施行する。

部分改正 平成 29 年 6 月 定時評議員会 終結後より適用する。
ただし、定時評議員会開催前の理事会等に関する報酬等の
支給については、適用日を遡及して支給することができる。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償費	
理事会出席報酬等	5,000円	井笠地域 上記以外	2,000円 4,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	井笠地域 上記以外	2,000円 4,000円

別表 2

名 称	報 酬	費用弁償費	
理事及び評議員並びに 外部委員業務報酬等	10,000円	井笠地域 上記以外	2,000円 4,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	井笠地域 上記以外	2,000円 4,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1 日	その他
役員及び評議員に関する 旅費規程を適用する。	役員及び評議員に関する 旅費規程を適用する。	10,000円	実 費

- ・ 評議員報酬の総額は、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲とする。
- ・ 理事を兼務する職員は、無報酬とする。
- ・ 理事及び監事の報酬の総額は、理事を兼務する職員の給与総額を除いた各年度の総額が 50 万円を超えない範囲とする。
- ・ 報酬及び費用弁償費は、出席及び業務遂行の都度、原則として銀行振込により支給する。